



消費生活相談窓口からのお知らせ

◎消費生活相談事例をご紹介します

<相談>

電話で「鉱山の採掘権を高額で買い取る」と勧誘されたが？

2週間くらい前、A社から「X社の鉱山採掘権を10万円で買ってあげれば、13万円で買い取る」という電話勧誘があった。また、B社は、「X社のパンフレットが送られてきていないか。あれば、そのパンフレットを売って欲しい」と言ってきた。先週になり、X社のパンフレットが送付されてきた。この業者たちは信用できるのか。

<対応>

今回の鉱山採掘権は、X社ではなく、別会社が所有しており、詐欺の可能性がります。典型的な「劇場型の勧誘」と思われ、連絡を取ったりすると、個人情報を提供することになり、同様の手口の勧誘が後を絶たな

くなります。また、一度お金を振り込んでしまうと、お金を取り戻すことはほとんどできません。安易に契約せず、消費生活センターにご相談ください。

ワンポイント講座

「劇場型の勧誘」といわれているもので、1つの権利に対し、複数の会社を名乗ってあたかも信頼できる情報であると誤認させ、高額なお金をだましとる手口です。別名「マッチポンプの図式」ともいわれています。勧誘の手口は、今回の「鉱山採掘権」だけでなく、「社員権」「水資源」「外国通貨」「社債」と様々です。県内でも被害が複数発生しています。安易に契約せず、消費生活センターまでご相談ください。

◎問い合わせ先

消費生活センター（生活安全課内）

☎ 82・1139

<相談>

ボタンをクリックしたら？

アイドルグループの画像等を検索していると、アダルトサイトらしき画像がでてきた。ついクリックしてしまったりいきなり「登録ありがとうございます。早急に5万8千円お支払ください」という画面がでてきた。登録したつもりはなかったので、あわてて画面を消したが、時間が経過すると自動的に画面に張り付いたり、再起動を行っても画面が消えない。画面の下には「サポートセンター」という名称と電話番号が記載してある。連絡して、支払わなくてはならないか。

<対応>

典型的な「ワンクリック請求」で、連

絡したり支払ったりする必要はありません。逆に連絡してしまうと個人情報を提供することになり架空請求等が後を絶たなくなります。張り付いた画面の削除については、復元ポイントに戻す等の対応が必要となります。

ワンポイント講座

今回のような事例は、「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」により、無効といわれていますが、安易に怪しいサイトをクリックしないようにしてください。最悪の場合、パソコンの復旧に費用がかかる場合があります。画面の削除等について、不明な場合は消費生活センターまでお問い合わせください。